

● 補助対象京町家 ●

◆京町家とは、昭和25年以前に建築された木造の建築物であって、伝統的な構造及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠（平入りの屋根ほか）を有するものをいいます。

◆京町家の指定状況（個別・地区）は
右のウェブサイトでご確認ください。



「京町家」の定義



指定地区一覧



個別指定京町家一覧

● 補助金制度の詳細や申請書類 ●

◆補助金制度の詳細や申請に必要な書類は、右のウェブサイトをご確認ください。



補助制度

● 京町家改修補助金の要件 ●

- ◆工事施工者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者含む）であること（ただし、下請負人が市内事業者である場合などはこの限りでない）。
- ◆補助事業の内容等を、市の広報などにおいて事例として紹介することについて承諾すること。
- ◆補助対象の京町家が個別指定京町家である場合、個別指定京町家であることを示す標示プレートを一一般公衆から視認できる範囲に設置すること。
- ◆内部工事の補助金の交付を受けた場合は、補助事業完了後に、補助対象建築物の全部又は一部について、地域交流の拠点などの公的な利用に供し、又は生活文化が表れている建物内部の状況等について写真等を用いて情報発信する等により公開するよう努めること。

● ご留意事項 ●

- ◆補助金の振込先となる金融機関※の口座は、申請者の名義である必要があります。
※全銀システム利用金融機関一覧に記載されている金融機関に限りです。
- ◆完了実績報告の期日（2月14日）までに補助事業を完了する見込みがないときは、12月1日までにご相談ください。
- ◆補助事業の完了後10年以内に補助対象建築物が除却された場合や補助対象の部分が著しく改変された等の場合には、補助金を受けた者が、京都市に補助金を返還する必要があります。

● お問合せ先 ●

京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室（京町家保全継承担当）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（分庁舎2階 8番窓口）

☎075-222-3503 FAX 075-222-3478

E-mail: machisai_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp

● 耐震・防火改修の補助金「まちの匠・ぶらす」 ●

◆土壁修繕や木製防火雨戸など京町家（住宅に限る）の耐震・防火改修工事費を補助します。
詳しくは以下のお問合せ先まで。

<「まちの匠・ぶらす」の申込み・お問合せ先> 京（みやこ）安心すまいセンター ☎075-744-1631

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅津町83番地の1（河原町五条下る東側）

「ひと・まち交流館 京都」地下1階

【開館・受付時間】午前9時30分～午後5時

【休館日】水曜日・祝日・第3火曜日・年末年始（12月29日～1月4日）



まちの匠・ぶらす

＼大幅に！／

制度
充実

補助額最大
560
万円

京町家の保全・継承をサポートします！

京町家改修補助金



..... ココが充実しました！

補助率
UP！

自己負担がぐっと
軽く！

補助金限度額
倍増！

規模の大きな改修
にも対応！

他の補助制度
併用可！

組み合わせてより
充実したサポートを！

京都の町並み、歴史、文化の象徴である京町家の保全・継承を推進するため、
改修工事にかかる費用の一部を補助します！

補助率・補助金限度額

補助対象工事の事例

対象建築物	未指定京町家	京町家条例に基づく指定地区内の京町家	京町家条例に基づく個別指定京町家
補助率	1 / 2	2 / 3	2 / 3 (景観重要建造物は 3 / 4)
対象工事	・特別外観工事	・外観工事 ・内部工事 ・設備工事等 ・特別外観工事	・外観工事 ・内部工事 ・設備工事等
補助金	500万円	200万円※1 (特別外観工事を行う場合は 500万円※1)	500万円※2
限度額		・構造健全化工事 (住宅以外の用途に限る)	住宅の場合は「まちの匠・ぶらす」をご活用ください

※1 内部工事と設備工事等の補助金額の合計は、100万円が上限です。
※2 内部工事と設備工事等の補助金額は、それぞれ120万円が上限です。

特別外観工事とは・・・

歴史的な形態又は意匠の外観要素が少ない京町家について、当該工事により京町家の形態及び意匠の模範となる外観に整備し、補助事業完了後に当該京町家を個別指定京町家に指定するために工事を行います。

補助事業完了後、個別指定京町家に指定されることが要件です。



充実 他の補助制度と併用可能に

景観の補助金、文化財の補助金、耐震・防火改修工事に対する補助金（「まちの匠・ぶらす」）、省エネリフォーム補助金など、**他の補助金との併用が可能**です。ただし、補助の対象となる部分を区分する必要があります。



景観の補助金

充実 限度額のルールの見直し

これまで、過去に受けた補助金の累計額が限度額を超えないこととしていましたが、これを廃止しました。詳しくはお問い合わせください。

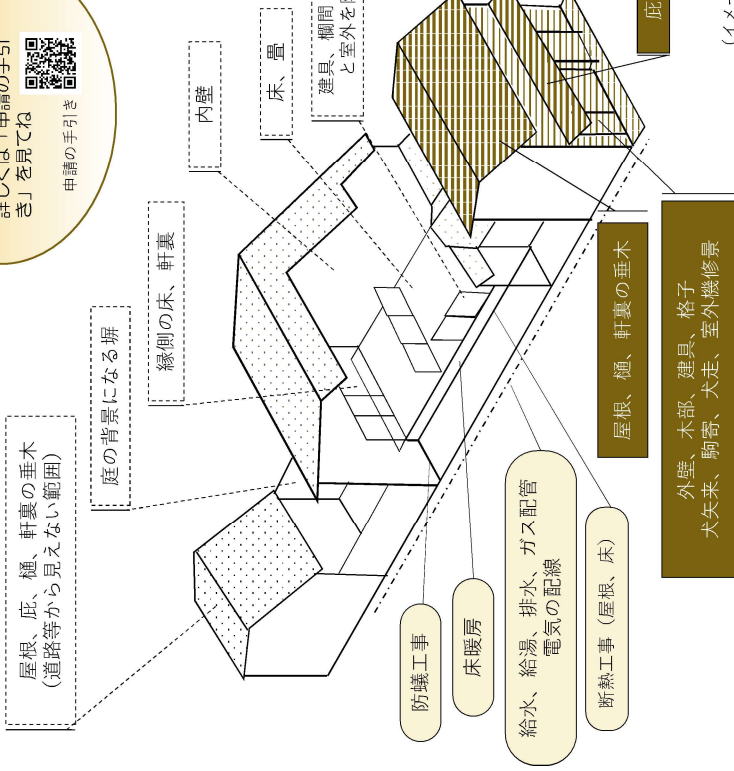
外観工事、特別外観工事、内部工事は、京町家の歴史的・伝統的な形態意匠の修理、復原等が対象です。

外観工事は、道路等の公共の場所から見える部分の工事が対象です（原則）。詳しくは「申請の手引き」を見てね



(凡例)

- 外観工事
又は
特別外観工事
- 内部工事
- 設備工事等



構造健全化工事：基礎、土台、柱、梁等の修理

申請の流れ

2月14日までに提出

申請から2週間程度



- ・工事契約書の写し
- ・補助事業に要した経費の内訳書
- ・領収書の写し
- ・工事前後の写真的添付が必要です

所有者以外の方が申請する場合は、所有者の同意が必要です。

・ 工事の契約及び着手は、交付決定を受けた後に行ってください。

・ 毎年度、予算に達し次第、受付を終了します。事前相談には、1か月程度時間を要する場合がありますので、お早目にご相談ください。

代理受領制度（申請者の委任を受けた工事施工者が、申請者を代理して補助金を受領できる制度）を利用すると、申請者の一時的な費用負担を軽減できます。